

令和8年度学校いじめ防止基本方針

新居浜市立宮西小学校

はじめに

いじめ問題を考える際に、いじめは「どの学校においても」「どの学級においても」起こるものであり、「どの子もいじめられる子、いじめる子になり得る」ものであるという認識で、「いじめを許さない学校・学級づくり」を全教職員の共通理解の下、取り組むことが大切である。その際、教職員からの働きかけによって、児童自らも「いじめを生まない仲間づくり」を意識させた活動を促したり、積極的に家庭や地域との連携を図ったりしながら、学校全体で組織的、計画的な取組を継続していかなければならない。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止のための対策の内容に関する事項 ～未然防止のために～

(1) 学級経営の充実

- ア 児童に対する教師の受容的・共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりに努める。
- イ 児童の自発的・自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ウ あったか言葉が通い合う集団づくりを行う。また、人権意識に欠けた言葉遣いへの指導の徹底を図る。
- エ 学級のルールや規範が守られるよう指導を継続して行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- オ 月1回実施する「絆アンケート」(生活アンケート)や教育相談活動・日記・行動観察や欠席・遅刻・早退の日数等の記録の活用により児童の実態を的確に把握する。
- カ 担任は学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しや課題意識をもって指導に当たる。

(2) 分かる楽しい授業づくりの推進

- ア 特別支援教育の視点に立った学習のユニバーサルデザインを一層進めていくとともに、情報機器を積極的に活用した視覚支援を取り入れ、より分かる・楽しい授業に改善する。
- イ 「学び合い」を大切に分かる授業への授業改善を推進することで、集団の中で自分の想いを伝え、他者との関わり合いを深め、課題に対して主体的に取り組み、解決していくことができる児童を育てる。

① 確かな学力(基礎・基本)の定着

- ・ 宮西チャレンジによる漢字・計算の定着
- ・ 「話し方」「聞き方」「伝え合い」のスキルの定着
- ・ 思考のプロセスを支えるノート指導
- ・ 教室環境・学習環境の構造化

② 主体性を引き出す総合的・体験的な単元構成の展開

- ・ 児童の思いや願いを大切にした児童主体の学習活動
- ・ ペア学習や小集団活動を取り入れた授業

③ 言語活動の充実

- ・ 国語科における「単元を貫く言語活動」の研究・実践
- ・ 自分の想いや考えを伝え合う場の設定(ペア・グループ・自由交流など)
- ・ 自分の考えを表現する(書く・話す)場の保障

④ 目標と指導と評価の一体化

- ・ プレ評価問題による実態把握に基づいた目標設定と単元構成
- ・ 評価問題による振り返りとPDCAサイクルの確立
- ・ 全国学力・学習状況調査や県学力診断調査、県定着度確認テスト等の結果分析により児童に身に付けさせたい学力を明確にした授業改善
- ・ 児童一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい指導・支援

(3) 自尊感情を高める人権・同和教育の推進

- ア 全教育活動を通して、いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。
- イ 児童が人の痛みを思いやることができるよう人権教育の基盤である生命尊重の精神や自尊感情を育むとともに、人権感覚や人権意識の高揚を図る。

(4) 道徳的实践力を培う道徳教育の充実

- ア いじめを題材とした教材を年間指導計画に位置付け、実践し、人権意識の高揚を図る。
- イ 思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

(5) 豊かな体験活動の充実

- 児童が自己と向き合い、他者・社会・自然との直接的な関わりの中で生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心に気付き、発見して体得できるよう福祉体験やボランティア体験

などの豊かな体験活動を発達の段階に応じ教育活動に取り入れる。

(6) 学校・学級の連帯感の育成

- ア 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- イ 自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう児童会活動を充実する。特に、「宮西小なかま宣言」をもとに、自分たちの生活を振り返る機会を設ける。
- ウ 児童が挑戦することで達成感や人間関係の深化が得られるような活動（えひめ子どもITスタジアム・縦割り班活動等）を企画・実践する。
- エ 学年集会及び児童集会を計画的に実施し、発表の場や意見交換の機会を増やす。

(7) 相談体制の整備

- ア 計画的に校内研修や職員会議を行い、いじめについての共通理解を図り、いじめを見逃さないための取組や問題が起こった場合の対応を連携・協力して行いやすい組織や指導の流れづくりを行う。
- イ 児童や保護者が相談しやすいしくみを整えたり、担任が一人で抱え込んで孤立しないためにも日頃から情報交換が行いやすい職員室の雰囲気づくりをしたりして、心の通い合う教職員の協働体制を確立し、「チーム力」を上げる。

【具体的取組】

- ハートなんでも相談員との情報交換 ○ 校内生徒指導委員会
- 事例研修会（生徒指導・特別支援教育） ○ ケース会議

(8) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ア ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、指導力の向上に努める。
- イ パソコン・携帯電話（スマートフォン含む）を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがあることを使用者に自覚させる。
- ウ 各教科等の指導の中で、低学年から発達の段階に応じた情報モラル教育を徹底する。

〈未然防止の観点から〉

- ① 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ③ 「ネット上のいじめ」は、子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- ① 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問い掛け、即座に学校へ相談すること

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ② 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること
- ④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ⑤ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

(9) 特別支援教育の推進 ～特性の理解と支援～

- ア 発達障がいによる特性をもつ児童に対するからかい等からいじめへの発展を防止するため、特別支援教育コーディネーターなど専門職を交えて教職員間で特性の理解や具体的な関わりについて共通認識を図り、周りの児童生徒への指導や本人への支援等を工夫する。

(10) 教職員の資質・能力の向上

ア 授業力の向上

校内研修の一層の充実を図り、学び合う姿勢を重視し、教職員の授業力・生徒指導力を向上させる。そうすることにより、学校で過ごす時間の大半を占める授業で、児童一人一人が「分かる」「できる」「楽しい」という思いをもち、それが自信や意欲に繋がり学校生活を前

向きに送ることができる。学級は児童の生活の場であり、学習集団でもある。日々の学習活動の中で、支え合い・教え合い、時には 競い合いをしながら関わり合いを深めることで友達
のよさや個性、自己有用感、互いの存在の大切さにも気付くことができる。

【具体的取組】

- 基礎学力の定着を図る宮西チャレンジ ○ スキルタイム
- 自主学习 ○ 一人一授業公開(教職員同士の授業公開)
- 学力向上推進委員会

イ 仲間意識を育てる集団づくり

児童一人一人が相手の立場や気持ちを考え、自らの行動に結びつけ、認め合い、支え合う仲間づくりを目指すことは、児童が安心して学び、自分の思いを語ることができる学校生活を送る上で不可欠である。学級での仲間意識の高揚はもちろんのこと、集会活動や異学年交流活動、地域とのふれあい活動などの豊かな体験活動を通して互いを大切にしたい関わり合う力も身に付けさせたい。

【具体的な取組】

- あいさつ運動 ○ 全校なかま集会 ○ 縦割り遊び(異学年交流活動)
- 幼保小交流活動 ○ 読み聞かせ

ウ 児童の自己指導能力の育成

集団生活の中で、話し合い活動を通していじめに繋がるような諸問題を解決することができるように児童の自己指導能力を育てる。

【具体的取組】

- ペア・グループ・自由交流学习 ○ ソーシャルスキルトレーニング
- 構成的グループ・エンカウンター

(11) 保護者への啓発

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による啓発活動を行う。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

北中学校校区の3校において、いじめ防止について今後も常時、情報交換、連携協力体制をとっていく。また、児童生徒をまもり育てる協議会を組織し、校区全体での連携・協力体制を強化する。

3 いじめの早期発見のために

本校児童の交友関係は比較的良好であるが、相手の気持ちを考えない言動によって、つらい思っている児童がいるという認識で、深刻ないじめにならないよう観察・相談・指導に努める。

(1) いじめの態様

＜分類＞ ＊抵触する可能性のある刑罰法規

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視、※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行、傷害
- オ 金品をたかられる・・・恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・窃盗、器物破損
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・・・強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる・・・名誉毀損、侮辱

(2) 指導体制の確立

ア いじめが気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であつても早い段階からの的確に関わりをもつことが大切であることを全教職員が理解する。

イ 毎月生徒指導委員会を開催し、生徒指導上の問題について共通理解を図り迅速に対応する。

- ウ 報告・連絡・相談を徹底するとともに、小さなことでも指導記録を残す。
- エ 事例研修会などを通して配慮を要する児童への指導や支援を充実する。
- オ いじめ調査、事例研修会、生徒指導委員会等での共通認識を基に問題の早期発見と解決を図る。

(3) 早期発見のための取組

- ア 児童とのコミュニケーションを大切にする。(些細なことでもまめに、親身に、根気強く。)
- イ 日記指導、人権作文、道徳をはじめとする授業後の感想等から、児童の声に耳を傾け、心理や交友関係を把握する。
- ウ 欠席、けが、友達とのトラブル、紛失物、いたずら等些細なことも見逃さず、相談や聞き取りで状況を把握し、適切に対応する。

(4) 教育相談活動の充実

- ア 毎月「絆アンケート」(生活アンケート)調査を月末に行い、気になることについては本人から直接聞き取り、必要に応じて話合いをもつ。
- イ ハートなんでも相談員の活用について児童や保護者に定期的に紹介し、相談日に限らずいつでも相談できる体制であることを啓発する。

(5) 保護者との連携・情報の共有

児童アンケート、日常の観察等で気になることがあれば、些細なことでも家庭と連絡を取り、必要に応じて学校から積極的に働き掛けて教育相談等を行う。その際、事前に本人や該当児童からも話を聞き、確かな情報を基に保護者と話し合うことで、保護者との信頼関係を築くとともに、学校・家庭が連携して、問題に早期に対処できるようにする。

(6) 地域及び関係諸機関との連携

北中学校校区の生徒指導主事が連携して、校区内の児童生徒の校外の行動で少しでも気になることがあれば、情報交換を行い、共通理解を図る。また、「児童生徒をまもり育てる協議会」を組織し、校区全体での連携協力体制を強化する。

(7) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ア 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。
- イ 学校での情報モラル指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を継続する。

4 いじめに対する措置

㉔最悪の事態を想定して ㉕慎重に ㉖素早く ㉗誠意をもって ㉘組織をあげて対応する

(1) 事実確認と情報収集

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、被害児童を保護する。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつけ、止め、被害児童を保護する。
- イ 児童や保護者から「いじめではないか」との訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ウ 発見・通報を受けた場合は、複数教職員で速やかに関係児童から聞き取り、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- エ いじめた児童が複数いる場合は、複数教員で同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- オ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握するよう努める。

(2) 組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、保護者、地域の関係者により構成される組織として「いじめ防止推進委員会」を設置する。

ア 複数の教員で役割を分担し、いじめられた児童やいじめた児童への対応、その保護者への対応、教育委員会や関係機関への報告・連携の必要性の有無等について、正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

イ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ 現状を常に正確に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 被害者児童・保護者に対する説明、支援

いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童の支援や事実確認を含む今後の学校としての対応等を保護者へ説明する。

(4) 加害者児童への指導及び保護者への支援

加害児童には、いじめた理由や状況等について十分に聞き、児童の背景にも目を向けて指導する。保護者の心情を理解しながらも、正確な事実関係を丁寧に説明し、今後の対応を話し合う。

(5) 教育委員会への報告・連絡・相談

学校は、通報を受けたときや学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。

(6) 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。

(7) 懲戒

校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合で、教育上必要があると認められるときは適切に懲戒を加える。

(8) 出席停止

教育委員会は、他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命じることができる。

(9) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(10) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に着手）がある場合には、学校の下に、重大事態の調査組織『緊急いじめ調査委員会』を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称「いじめ防止推進委員会」

(2) 構成員

校長・教頭・当該学級担任・学年主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任・養護教諭・PTA 会長・PTA 青少年健全育成部長・口屋跡記念公民館長・児童主任委員
必要に応じて外部専門家等を加える。

(3) 活動内容

ア いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

イ いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等）

- ウ いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）
- エ いじめの防止等の対策のための組織の設置（組織的な指導体制の確立等）
- オ いじめ対策年間計画の策定と見直し
- カ 取組評価アンケートの実施・考察

6 重大事態への対応

(1) 調査組織「緊急いじめ調査委員会」の開催

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、該当学年学級担任、養護教諭、ハート何でも相談員

【外部関係者】

教育委員会担当者、口屋跡記念公民館長、主任児童委員、PTA 会長、PTA 青少年健全育成部長、必要に応じて外部専門家等を加える。

(2) 事実確認及び情報収集

ア 事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

(3) 調査結果の報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 希望に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

ウ 場合により保護者説明会を開催し、概要説明と今後の指導方針を説明する。

エ 調査結果を学校の設置者に報告する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(4) 事後措置、再発防止

ア 調査結果を踏まえた必要な措置を行い、再発防止に努める。

イ 定期的なチーム会議を開催し、対応の評価と今後の対応策について検討し、指導を継続する。

平成26年2月28日策定
令和6年4月8日改訂